告　　示

○厚生労働省告示第二百五十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表又は7の(1)の表のエトフェンプロックスの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、さといも類、やまいも、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、キャベツ、わけぎ、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、もも、くり、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に限る。）、キャプタンの項中第2欄に掲げる食品（小麦、ばれいしょ、その他のゆり科野菜、トマト、なす、かぼちゃ、ほうれんそう、りんご、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブルーベリー、ハックルベリー、ぶどう、かき、パパイヤ、マンゴー、アーモンド、乳及び干しぶどうを除く。）、ジョサマイシンの項中第2欄に掲げる食品、スペクチノマイシンの項中第2欄に掲げる食品（その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）及びその他の魚介類に限る。）、フェンブコナゾールの項中第2欄に掲げる食品（ペカン、牛の筋肉、牛の脂肪、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に限る。）及びプロピコナゾールの項中第2欄に掲げる食品（とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、チコリ、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、すもも（果梗を含む。）、キウィー、パイナップル、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、綿実、なたね、ペカン、コーヒー豆及びホップに限る。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十年七月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後

第1　食品

A　食品一般の成分規格

1～5　（略）

6　（略）

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
（略）		
アミトロール	（略）	（略）
アミノシクロピラクロル	牛の筋肉	0.01ppm
	豚の筋肉	0.01ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.03ppm
	豚の脂肪	0.03ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03ppm
	牛の肝臓	0.3ppm
	豚の肝臓	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
	牛の腎臓	0.3ppm
	豚の腎臓	0.3ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm

改正前

第1　食品

A　食品一般の成分規格

1～5　（略）

6　（略）

(1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
（略）		
アミトロール	（略）	（略）
	（新設）	